

子どもを犯罪から守るための対策の推進要領の制定について

(平成17年6月22日)

(栃生企第7号、栃地第6号、栃少第2号、栃務第18号、栃刑総第6号、栃交企第8号、栃備一第4号)

子どもを犯罪から守るための対策の実施については、「子どもを犯罪から守るための対策の推進について」(平成12年3月10日付け栃生企第106号、栃地第256号、栃少第90号)に従って取組みを推進しているところであるが、依然として子どもを対象とした凶悪犯罪が発生し、県民の治安に対する不安感を高める一因となっている。

このため、子どもを犯罪から守るための対策の推進要領を別添のとおり定めたので、各所属においては、実効ある対策の推進に努められたい。

別添

子どもを犯罪から守るための対策の推進要領

第1 警察活動の積極的展開

1 取締りの強化

(1) 子どもを対象とする犯罪の徹底検挙

子どもが被害者となる犯罪は、被害者となった子どもの心身に深刻な影響を及ぼすだけでなく、保護者を始めとする地域住民の治安に対する不安感を著しく高めるものであることから、その未然防止に努めるとともに、万一事件が発生した場合には迅速に検挙し、連続犯や同種事件の続発防止に万全を期すること。

(2) 声かけ事案等犯罪の前兆となる行為に対する指導警告の励行

子どもに対する声かけ、つきまとい事案等(以下「声かけ事案等」という。)は、略取誘拐や性犯罪等重大な犯罪の前兆事案とみることができるところから、管内において声かけ事案等が発生している警察署においては、事案の概要、行為者の人定等について詳細に把握、分析し、以後の発生の抑止に努めること。

また、行為者が特定できた場合には、当該行為者に係る行動の確認等所要の活動を行い、刑法その他の刑罰法令に触れる行為がある場合は検挙等の措置を講じ、それに至らない場合であっても事案の内容に応じて行為者に対する指導、警告を行ない、犯罪の未然防止に努めること。

2 警察官による街頭活動の強化

警察官による街頭活動は、犯罪を企図する者が実行に及ぶことを抑止するためだけでなく、子ども、保護者、学校関係者、地域住民等(以下「地域住民等」という。)に安心感を与えるとともに、地域における様々な情報を幅広く収集する上でも大きな役割を持つものであり、子どもに対する犯罪の未然防止のための警察活動において基本となることから、次の点に留意し、警察官による街頭活動の強化に努めること。

(1) 通学路や通学時間帯を考慮した警戒活動の強化

警察官による街頭活動は、学校周辺、通学路、児童公園等の子どもに対する犯罪が発生しやすい場所において、通学時間帯などを中心とした制服警察官による警ら・警戒活動を強化するなどの「見せる活動」を基本とすること。

(2) 職務質問の徹底

街頭活動において、声かけ事案等を行い、又は行うおそれのある不審者(以下「不審者」という。)を発見し、あるいは地域住民等からの通報を受けた場合には、当該不審者に対して積極的に職務質問を実施するとともに、各種照会を徹底し、事案に応じた適切な措置を講ずること。

(3) 不審者に関する相談等に対する迅速な対応

地域住民等から、学校付近に不審者が出没している、通学路に暗がりがあり子どもが心配である等の相談を受けた場合には、警ら・警戒活動の強化その他の必要な措置を迅速に講ずるとともに、防犯灯設置等の安全・安心まちづくりについて市町村等に働きかけること。

特に、子どもが被害者となる犯罪が発生した地域については、集中的な街頭活動を実施し、同種事件の連続発生を防止を図るとともに、地域住民の不安解消に配慮すること。

3 各種情報の把握と地域住民への積極的な対応

犯罪の被害者となりやすい子どもをその被害から守るためには、警察と地域社会や市町村等が連携して取り組むことが不可欠であるが、こうした地域のボランティアや学校、市町村等による自主的な防犯活動の活性化に当たっては、地域住民にとって身近な犯罪等の発生状況や犯罪類型別の被害防止方法等地域の安全確保のために必要な情報(以下「地域安全情報」という。)が提供されることが基礎となることから、子どもを対象とした犯罪、不審者に関する情報の把握強化に努めるとともに、地域安全情報が確実に地域住民等に伝達されるよう、次の点に留意し、積極的かつ効果的な情報提供に努めること。

(1) 子どもを対象とした犯罪、不審者等に関する情報把握の強化

あらゆる警察活動を通じて、子どもを対象とした犯罪の発生や不審者に関する情報等を積極的に把握し、把握した情報については、資料化の上各部門間での共有化を図ること。

(2) 地域安全情報の地域住民への積極的な提供

把握した情報については、インターネット、携帯電話等のITを活用した新たな媒体と、警察署だより、交番・駐在所だより、あるいは口頭によるもの等従来からの手法とを併せて活用するなど効果的な提供に努めること。

特に、必要な情報が時機を失することなく迅速に地域住民等に伝達されるよう、電子メールやFAXによるネットワーク等の構築・活用に努めること。また、学校や市町村等との間においては、定期的に会合を開催したり、学校警察連絡協議会等の場を活用するなどして、子どもを犯罪から守るために必要な情報の不断の交換に努め、それぞれの情報を有効に活用するとともに、地域住民等が不安を覚える不審者に関する情報の交換については、特に迅速、的確かつ遺漏なく行われるよう配慮すること。

第2 子どもの安全確保に力点を置いた安全・安心まちづくり

1 犯罪の発生しにくい道路、公園、駐車場等の整備促進

子どもが被害者となる犯罪を未然に防ぐため、登下校の途中や放課後など、保護者や教員の目の届きにくい場所、時間帯における発生をどのように防止するかが重要な課題となっている。そのためには、制服警察官による街頭活動の強化や地域住民による自主防犯活動の活性化に努めるとともに、地域住民を始めとする大人の目が子どもを常に見守れるようなまちづくりを進める必要があることから、市町村や地域住民等と協働の上、子どもが過去に犯罪にあった箇所や声かけ事案等が発生した箇所のほか、学校周辺、通学路、地下道、空き家等子どもに対する犯罪の発生が懸念される危険箇所の把握に努めること。把握した危険箇所については、その危険度を判断し、必要に応じて速やかな措置がとられるよう市町村や管理者等に対する働きかけを行うこと。

2 各種モデル事業等への積極的な参画

国においては、各省庁が安全・安心まちづくりをテーマとする各種モデル事業等を実施しているところであるが、これらのモデル事業の中には、市町村が実施主体となるものが多いことから連携を密にし、市町村が実施主体となる場合には必要に応じて警察の意見が十分反映されるよう積極的な参画を図ること。

第3 地域住民等との連携の強化

1 防犯ボランティア活動の活性化その他自主防犯活動への支援

子どもが被害者となる犯罪その他地域における犯罪の発生を防止するためには、警察活動の強化のみならず、幅広い地域住民が自主防犯活動に積極的に取り組むことが不可欠であり、自主防犯活動に当たる地域住民の支援や活性化を図ることは、警察の重要な責務である。

地域住民による自主防犯活動への支援については、「地域安全活動推進要領の制定について」(平成16年12月21日付け例規通達)により、「犯罪に強い地域社会」再生プランに沿った施策の推進を指示しているところであるが、子どもが被害者となる犯罪を防止するため、以下の点に留意し、その対策の推進を図ること。

(1) 「子ども110番の家」の支援と子ども被害防止ネットワークの構築

「子ども110番の家」は、女性や子どもが被害に遭い、又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察への通報を行うボランティア活動として地域に定着しているところであるが、適切な自主防犯活動が行われるよう、保護の要領や警察への通報等に関する

るマニュアルの配布及び講習会の実施等を行うこと。

さらに、「子ども110番の家」に加えて、地域で活動する防犯ボランティア、少年警察ボランティアや商店、郵便局、新聞販売店等と連携して、子どもに対する声かけ事案等の発生や不審者に関する情報等の早期通報、子どもが行方不明になった場合の迅速な捜索、発見活動に当たる子ども被害防止ネットワークを地域ごとに構築すること。ネットワークの構築に当たっては、特に学校や通学路周辺の住民、タクシー業者、郵便配達業務従事者、宅配業者などを幅広く取り込むなど、子どもの活動範囲を踏まえた早期通報が確実になされるような協力体制の構築に配慮すること。

(2) 防犯機器の普及等

防犯機器については、最近、ITを活用した新たな機器が登場するとともに、市町村等から子どもに対して配布される例もみられるなど、その広範な活用が進みつつあるところである。

これらの防犯機器は、子どもが被害者となる犯罪の未然防止等にとって効果的であると考えられることから、その活用方法について指導・講習を行うとともに、今後は、市町村や防犯協会等に対して、これらの防犯機器の販売、貸出、配布等の事業が実施されるよう働きかけを行うこと。

2 警察と学校との連携強化

子どもが犯罪等の被害に遭うことを未然に防止する上で、警察と教育委員会、学校等とが連携して対策に取り組むことが非常に重要であることから、引き続き、学校警察連絡協議会の活動の活性化や機能の一層の充実等を通じて警察本部と教育委員会、警察署と学校等との間の連携を密にしつつ、以下の点に留意し、その対策の推進を図ること。

(1) 要請を踏まえた学校への警察官の立ち寄り等の推進

学校等への警察官の立ち寄りや警察官による学校施設内のパトロール等について教育委員会、学校等から要請があった場合には、その必要性や効果的な実施方策等について学校等との十分な協議を行い、適切な実施を図ること。その際、学校等に侵入を企図する者への抑止効果を高めるよう、警察官が立ち寄り等を行っていることが明らかとなるような「見せる活動」の推進にも配慮すること。

(2) 非常通報装置の整備促進

学校に不審者が侵入して子どもの安全を脅かす事案等が依然として後を絶たないことを踏まえ、小学校、幼稚園、保育所等における非常通報装置の整備促進を図ること。なお、非常通報装置の設置要請があったときには、これに適切に対応するとともに、当該非常通報装置の的確な運用が図られるよう努めること。

(3) 防犯訓練・防犯教室の開催

学校等と連携し、子どもの連れ去りや不審者の学校侵入等に対する実践的な対処方法を身につけさせるための防犯訓練・防犯教室の実施を推進すること。

(4) 学校の施設や防犯設備、対応要領の整備等への協力

文部科学省においては、各学校等に対して不審者の侵入防止、不審者侵入時の対応等にかかる対策を強化するため、防犯に配慮した学校施設、防犯設備の設置、侵入時に対応するための器具の備え付け、対応要領の整備等について指導しているところである。

各警察署においては、それぞれの学校等において不審者の侵入防止等にとって真に効果的な対応がとれるよう、学校等との連携・協働して学校施設や対応要領等の点検を行うなど、その整備に協力すること。